

# 投資刺激・知的財産権保護

田中 修

## はじめに

李克強総理は 11 月 5 日、国务院常务会议を開催し、①投資の事前審査・認可を削減し、投資プロジェクトのネット上での認可を推進して、投資の潜在力と発展活力を発揮させる、②知的財産権の保護・運用を手配し、イノベーション・起業・「メイド・イン・チャイナ」のグレードアップを助力する、ことを決定した。これも改革による景気微刺激策の一環といえよう。本稿では、会議の概要を紹介する（中国政府網 2014 年 11 月 5 日）。

## 1. 投資の事前審査・認可削減

「政府活動報告」の要求に基づき、制度の改革・刷新から着手して、①事前審査・認可を簡素化し、②仲介サービスを規範化し、③更に迅速・透明な投資プロジェクトの認可を実行することを重点とし、行政の簡素化・権限の開放、開放と管理の結合を縦深的に推進する。これは、①「審査・認可依存症」を根本的に治療し、②利益誘導の「闇ルート」を塞ぎ、③政府機能を転換し、④法治政府・現代的政府を建設し、⑤企業の手足を開放し、⑥大衆による起業・万人によるイノベーションを奨励する良好な環境を作り上げることに資するものである。

### （1）5つの「一律」を実行し、更に大きな程度企業投資を簡便にする

- ①企業の経営自主権に属する事項については、一律に前提条件を置かない。
- ②法規が前提条件を明確に規定しないものについては、一律に事前審査・認可を行わない。
- ③法規が前提条件を明確に規定しているものについては、留保が確かに必要なものを除き、法改正を通じて一律に取り消す。
- ④認可機関が部門の意見を聴取して解決できるものについては、一律に事前審査・認可を行わない。
- ⑤特殊な需要があり法規に依拠するもの以外は、一律に強制的な仲介サービスを設定したり仲介機関を指定してはならない。

事前審査・認可及び仲介サービスを確かに留保する必要があるものについては、目録を制定し、社会に公表しなければならない。

### （2）企業が仲介機関を必要とする場合は、企業が自主的に選択する

行政機関が委託を展開する仲介サービスは、競争方式を通じて選択し、行政機関が費用を支払わなければならない。

仲介機関の信用記録ファイル（档案）を確立し、厳格に法に基づき監督管理を行い、虚

偽報告・虚偽認証等に対して取締りを強化し、信義誠実に反する行為に厳しく懲罰を加える。

**(3) 事前審査・認可とプロジェクト認可の「並行」処理を推進し、重要な行政簡素化措置として処理速度を加速する**

同一部門が実施している多くの審査・認可について、一度に受理し、一括処理を実行する。

**(4) 進行中・事後の監督管理を強化する**

情報を共有し全国をカバーする投資プロジェクトのオンラインによる審査・認可・監督管理プラットフォームを設立し、ネット上の処理・審査・認可・監督管理を実現し、審査・認可の効率を高める。

「制度＋技術」を用いて到る所に権力運用の「痕跡」を残し、権力の腐敗を醸成する土壌を取り除く。

投資プロジェクトの建設情報をオンラインで報告する制度を確立し、関連情報を公開し、中央と地方、政府と社会が協同で監督する合成力を形成することにより、企業を公平な競争市場において壮大・強力にしなければならない。

## **2. 知的財産権の保護・運用**

知的財産権は、発展の重要な資源・競争力の核心的要素である。

「国家知的財産権戦略要綱」をさらに深く実施し、知的財産権を更に好く保護・運用する法治・市場・文化環境を作り上げることは、政府の監督管理責任である。これは、イノベーション型国家の建設に資し、千万にのぼるパイオニアが創造の成果によって人民を幸福にし、自身の価値を実現できるようにするものであり、経済の質・効率の向上とグレートアップを促進するものである。このため、

**(1) 知的財産権の保護を強化し、イノベーション・創造を奨励しなければならない**

重点分野での知的財産権の法執行を強化し、各種の権利侵害行為の取締りに力を入れ、悪意の権利侵害を社会信用体系にリストアップする。ソフトウェアの正規化を推進する。

国外の企業・個人の知的財産権を国内と同一視し、同等に保護する。わが国の海外知的財産権の権利保護に対する支援を強化する。

**(2) 特許・著作権・商標・植物新品種等の創造・運用を促進し、社会とりわけパイオニアに対し費用免除ないし低コストで知的財産権の基礎的情報を提供しなければならない**

中小・零細企業の知的財産権の申請・維持手数料を引き下げる。知的財産権審査の質・効率を高め、市場取引を活発にし、知的財産権集約型産業の発展を推進する。

**(3) 国家の科学技術重大特別プロジェクトと科学技術計画の知財目標・評価制度を確立し、イノベーションの成果の移転・転化を促進しなければならない**

重大産業計画・政府の重大投資活動等に対して評議を展開し、知財リスクを回避する。

**(4) 財政・税制・金融の支援を増やさなければならない**

財政資金を運用して科学技術の成果の財産権化・知的財産権の産業化を促進する。

金融機関が知的財産権への融資サービスを刷新することを支援する。地方政府が小型・零細企業への貸出リスク補償基金を設立することを奨励し、知的財産権を担保とした貸出に重点的に支援を提供する。

地財強国の建設に努力し、更に勢いの盛んなイノベーション・創造・起業のブームを生み出し、知恵を用いて「メイド・イン・チャイナ」のグレードアップを図る。

(11月10日記)